(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字鎌谷六五二の一
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市長谷字中谷二六九の一、字古物谷二七〇の一、二七〇の二、二七〇の四九
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市長谷字上屋敷通二四三の一、二四八、字福良シ三九から三四一まで、三四二の一から三四二の五まで、三四七の一、三四七の三、三四七の四、字矢谷三六四、三六五の一、三六六の一、三六六の四、三六七の一、字ヒジリ谷三八八、三九一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市長谷字小釜谷二二五の一、字古物谷二七一の九三、二七一の九四、字榎谷二八三の一、二八三の四、二八三の一〇、二八三の七四、二八三の七六、二八四の一、二八四の四、字宮ノ峰二九一の八、二九一の九、字小鳥谷三一四の二から三一四の四まで、中野字安歩戸峯三三一、字後ロ山三六一の二、悴谷字切通し四一三の二、四一五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）、九九七の二五三から九九七の二五七まで、九九七の二六〇、九九七の二六六、九九七の二六九、九九七の二七〇（国有林）、九九七の二七一、字木地林ノ二　一〇五一、字山根田平一〇〇一の一

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）、九九七の二五三から九九七の二五七まで、九九七の二六〇、九九七の二六六、九九七の二六九、九九七の二七〇（国有林）、九九七の二七一、字木地林ノ二　一〇五一、字山根田平一〇〇一の一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字大父字坂ノ谷九六九、九七五の二、字下平田ケ平ル六〇七の一、字長楽寺九四三の九四、字飯林一〇六九の一、一〇六九の二、一〇七〇、字森谷九四四の一、九四四の二、九四五、大字尾張字一ノ谷西平三六〇、三六一、字一ノ谷東平三三七の一、三三七の三から三三七の五まで、三三七の七、大字中村字本谷東平中五四一の一、五四二から五四四まで、大字宮木字坂ノ谷五、九から一一まで、字細見谷頭一二、一四、大字山川字柴尾八九六、八九七の一（次の図に示す部分に限る。）、八九八、九〇五、九〇五の一、九〇六、字尺善一六七の一、一六八の一、字東山ノ下一八八、一八九の二（次の図に示す部分に限る。）、字山根一六三の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ谷西平三六〇、三六一、字一ノ谷東平三三七の一、三三七の三から三三七の五まで、三三七の七、字本谷東平中五四二・字坂ノ谷五・一一・字細見谷頭一四・字柴尾八九六・八九七の一・八九八・九〇五・九〇六（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字波多字ダイノナル六五八の一から六五八の六まで、字小坂山五一六、五一七、五二一、五二二、五二四、五二四の一、五二九、字小マタケ五三〇から五三三まで、五三四の一、字ヲカ五三五、五三六、五三六の一、五三七、五三七の一、字マタケ五四一の一から五四一の三まで、五四四、五四五、五四六の一、五四六の二、五四七、五六一、五六四、五六七、五六九の一から五六九の五まで、字山根五七六、五七六の一、五七七、五八〇、五八三の一、五八四、五八六、五八七、五八七の一、五八八、五八九、字孫谷五九六、五九九、五九九の一、六〇〇、六〇八の一、字ザコウ谷六一〇、六一四、六一六の二、六一七、字ウバガ谷六一八、六三二、字深山六三四、六四九の一から六四九の三まで、六五一の一、六五一の二、六五二、字トウジガ畑六六一の一、六六一の二、字坂ノ元六六二の二、六六三の一、六六三の二、六六四から六六七まで、字牛倉六七〇、六七二から六七四まで、六七六、六八〇、六八一、六八七、六八八、六八九の一、